

《土門拳撮影の写真を使用したい場合の手続きについて》

1. 指定の様式に従い「作品使用許可申請書」を提出して下さい。
2. 提出はメール・FAXで結構です。（印鑑等も必要ありません）
3. 画像データは申請した目的以外での使用を固く禁じます。また使用後は速やかにデータを削除してください。
4. 貸出用に新たにプリントする場合は、プリント実費をご負担いただくことがあります。その場合でも、使用が済みしだいプリントは土門拳記念館に返却していただきます。
5. 土門拳作品を使用し制作したパネル等の成果物は、使用後は土門拳記念館にご提供いただきます。
6. 使用の際は、「撮影 土門拳」（又はそれに代わるもの）を明記してください。

※この申請を受理すると、当館を通じて、土門拳の著作権者に申請を出します。許可されれば、作品使用許可書をお送りいたします。そのなかで、通常は使用料の話し合いがもたれ、決定した金額で請求書を発行いたします。

※テレビ番組の再放送等、作品を再度使用する場合には別途使用料が発生します。再使用の予定がある場合には、申請時にお知らせください。

※プリント・ポジ等をお送りする場合は、宅配便（ヤマト）着払扱いとなります。不都合な場合、事前にご連絡ください。

※作品使用許可書および請求書は、申請書に記載の住所、会社名宛に発行・送付いたします。宛名・送付先の希望がある場合には事前にお知らせください。

※被写体の管理、所有権、肖像権等について、必要な場合は申請者の側で事前にお手続きください。

【ご連絡・お問合せ先】

公益財団法人 土門拳記念館

〒998-0055 山形県酒田市飯森山2-13

電話・FAX：0234-31-0028

担当：池田 (domonken.2@amail.plala.or.jp)

菅原 (domonken.1@amail.plala.or.jp)